

埼玉県青少年健全育成・支援プラン（令和5年度～令和9年度）の概要

I 基本的な考え方

1 策定の趣旨

- ・子供・若者を取り巻く環境は大きく変化、新型コロナウイルス感染症の流行は子供・若者やその家族へ大きな影響
- ・様々な困難を有する子供・若者の問題は依然深刻、孤独・孤立やヤングケアラーの問題の顕在化、性の多様性への意識の高まりなど新たな課題への対応が必要
- ・子供・若者が誰一人取り残されず、夢や希望を持って健やかに成長し、持てる能力を生かし自立・活躍できるよう、地域全体で支えていくことが重要
- ・社会総掛かりで子供・若者の健やかな成長に向けた取組の一層の推進を目指し、本プランを策定

2 位置付け

- ・埼玉県青少年健全育成条例第4条に基づく青少年の健全な育成に関する総合的な計画
- ・埼玉県5か年計画の分野別計画
- ・子ども・若者育成支援推進法第9条に基づく都道府県子ども・若者計画（国の定める大綱を勘案）

3 計画期間

令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）までの5か年

4 対象者

概ね30歳未満（施策によっては社会生活を円滑に営む上で困難を有する30歳代も含む）

II 基本理念

子供・若者が誰一人取り残されず、夢や希望を持ちながら成長・活躍できる社会の実現

III プランの体系

基本目標Ⅰ 全ての子供・若者の健やかな育成と自立支援

施策の方向性1 全ての子供・若者の健やかな育成

- 施策
- (1) 生き抜く力の育成支援
 - (2) 子供・若者の健康の確保
 - (3) いじめ防止と人権を尊重した取組の推進
 - (4) 子供・若者の安心・安全の確保
 - (5) ネットリテラシー・情報モラル教育の推進

施策の方向性2 未来を切り拓く子供・若者の応援

- 施策
- (1) 若者の職業的自立、就労等支援
 - (2) 社会形成への参画支援
 - (3) グローバル社会で活躍する人材の育成

基本目標Ⅱ 困難を有する子供・若者への支援

施策の方向性1 困難を有する子供・若者やその家族の支援

- 施策
- (1) ニート、ひきこもり、不登校等の子供・若者への支援
 - (2) 障害等のある子供・若者への支援
 - (3) 子供の貧困問題への対応
 - (4) ヤングケアラーへの支援
 - (5) 特に配慮が必要な子供・若者への支援
 - (6) 課題の複合性・複雑性を踏まえた支援の充実
 - (7) 子供・若者の被害防止・保護

施策の方向性2 非行防止と立ち直り支援

- 施策
- (1) 非行防止の取組の推進
 - (2) 立ち直りに向けた支援

基本目標Ⅲ 子供・若者の健やかな成長を社会全体で支える環境の整備

施策の方向性1 子供・若者の健やかな成長のための社会環境の整備

- 施策
- (1) 家庭、学校、地域等の連携の推進
 - (2) 子供・若者を取り巻く有害環境等への対応
 - (3) インターネット対策の推進
 - (4) 多様で柔軟な働き方の推進

施策の方向性2 子供・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

- 施策
- (1) 分野横断的な支援人材の育成
 - (2) 多様な担い手による持続的な活動の推進